

○東京藝術大学音楽学部武藤舞音楽環境創造教育研究助成金使用内規

〔平成22年1月14日
制 定〕

改正 平成25年10月24日 令和7年11月13日

(趣旨)

第1条 この内規は、武藤舞助成金（以下「助成金」という。）の使用について必要な事項を定めるものとする。

(助成金を使用して行う事業の種類)

第2条 助成金を使用して行う事業は、次に定めるとおりとする。

武藤舞音楽環境創造教育研究助成金

(雑則)

第3条 武藤舞音楽環境創造教育研究助成金の募集要項は、音楽学部学生生活委員会が別に定める。

附 則

この内規は、平成22年1月14日から施行し、平成21年4月1日から適用する。

附 則

この内規は、平成25年10月24日から施行し、平成25年7月18日から適用する。

附 則

この内規は、令和7年11月13日から施行する。